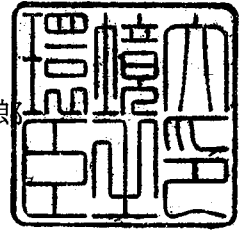


諮問第539号  
環水大土発第2010301号  
令和2年10月30日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
小泉進次郎



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(RS) - 2 - [2 - (1 - クロロシクロプロピル) - 3 - (2 - クロロフェニ  
ル) - 2 - ヒドロキシプロピル] - 2, 4 - ジヒドロ - 1, 2, 4 - トリアゾー  
ル - 3 - チオン (別名プロチオコナゾール)

(別紙2)

メチル=4-[ (4, 5-ジヒドロ-3-メトキシ-4-メチル-5-オキソ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) カルボニルスルファモイル]-5-メチルチオフェン-3-カルボキシラート (別名チエンカルバゾンメチル)

(RS)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)

(RS)-2-[2-(1-クロロシクロプロピル)-3-(2-クロロフェニル)-2-ヒドロキシプロピル]-2, 4-ジヒドロ-1, 2, 4-トリアゾール-3-チオン (別名プロチオコナゾール)

中環審第1143号  
令和2年11月2日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長代理 白石 寛明 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦  
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について (付議)

令和2年10月30日付け諮問第539号をもって環境大臣より当審議会に対して  
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、  
土壤農薬部会に付議する。

諮問第543号  
環水大士発第2012281号  
令和2年12月28日

中央環境審議会会長  
武内和彦 殿

環境大臣  
小泉進次郎  
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

*N*-プロピル-*N*- [2- (2, 4, 6-トリクロロフェノキシ) エチル] イ  
ミダゾール-1-カルボキサミド (別名プロクロラズ)

中環審第 1156 号  
令和 3 年 1 月 5 日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長代理 白石 寛明 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦  
(公印省略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について (付議)

令和 2 年 1 2 月 2 8 日付け諮問第 543 号をもって環境大臣より当審議会に対して  
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、  
土壤農薬部会に付議する。

(別紙)

*N*-プロピル-*N*- [2- (2, 4, 6-トリクロロフェノキシ) エチル] イ  
ミダゾール-1-カルボキサミド (別名プロクロラズ)